

訪問介護はすな 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

1. 当事業所が提供するサービスについての説明

お客様又はあなたのご家族が利用しようと考えている訪問介護業務について、

契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。

分からぬこと、分かりにくいくらいがあれば、遠慮なくご質問してください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成28年1月1日厚生省令 第1372111250号)

第 条の規定に基づき、訪問介護利用提供開始に際して、事業所が予め説明しなければならない内
容を

記したものです。

2. (1) 訪問介護を提供する事業者について

法人名称	有限会社アウトソー	
代表者氏名	代表取締役 馬場 義和	
法人所在地	東京都足立区西新井本町 2-8-14 セントラルマンション西新井 101	
TEL	03-5809-4470	
FAX	03-5809-4471	
設立年月日	平成 13 年 9 月 4 日	

(2) 訪問介護を提供する事業所について

事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成28年1月1日指定
	指定介護予防訪問介護事業所 平成28年1月1日指定
事業所の目的	指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）事業所は介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（訪問介護員等）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者で在宅での介護が必要な方に対し、介護保険法に従い、適正な指定訪問介護を提供します。
事業所の名称	訪問介護はすな
管理者	馬場 果奈子
事業所の所在地	東京都足立区西新井本町 2-8-14 セントラルマンション西新井 101

TEL	03-5809-4470
FAX	03-5809-4471

当事業所の運営方針	1 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。 2 事業所の訪問介護員等は、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。
開設年月日	平成 13 年 9 月 4 日
通常の事業の実施地域	埼玉県蕨市 東京都、足立区、北区、荒川区、葛飾区、台東区
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 08時30分～午後17時30分 (緊急時 24 時間電話連絡可能)

(3) 同事業者の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名	名	名
サービス提供責任者	介護福祉士（兼務）	2名	名	名
従事者	介護福祉士（兼務）	2名	名	名
	ヘルパー2級	3名	名	名
	初任者研修	名	名	名

3. サービス内容

(1) 身体介護は世帯や家族の状況に関わらず利用できます。

- ・食事介助 ご自分でお食事が頂けないお客様には介助致します。
- ・入浴介助 ご自分での入浴が、困難なお客様には介助致します。
- ・排泄介助 ご自分でトイレに行くのが、困難なお客様には介助致します。
またオムツを使用されているお客様には、オムツを交換致します。
- ・清拭 全身清拭、部分清拭、またオムツを交換した際に陰部清拭等、
お客様のニーズに合わせて行います。

- ・更衣の介助等　　衣類の着替えの介助を致します。

(2) 生活援助を利用できるのは

- ① 利用者が一人暮らしの場合
- ② 利用者の家族等が障害や疾病の場合
- ③ 利用者の家族等が障害や疾病でなくとも同様のやむを得ない事情により

家事が困難な場合

- ・買い物　　お買い物のお手伝いを致します。
- ・調理　　お食事の支度をお手伝い致します。
- ・掃除　　お部屋の掃除を致します。
- ・洗濯　　洗濯のお手伝いを致します。
- ・薬とり等　　病院に、お薬を取りに行くのが大変な場合は取りに行くのをお手伝い致します。
- ・相談・助言　　介護について疑問がありましたらアドバイス致します。

(3) 予防訪問介護を利用できるのは

- ・要支援1・要支援2と認定された方の自立支援

*介護保険では次のようなサービスは利用できません。

- ① 本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ② 庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えがないもの
- ③ 大掃除など、普段はやらないような家事
- ④ 医療行為

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として利用料の1割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

5. 当事業所の訪問介護サービスの特徴

サービス利用の為に

事　項	有無	備　考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	○	研修
サービスマニュアルの作成	○	生活援助、身体介護
訪問介護計画表の作成	○	短期目標又は変更時

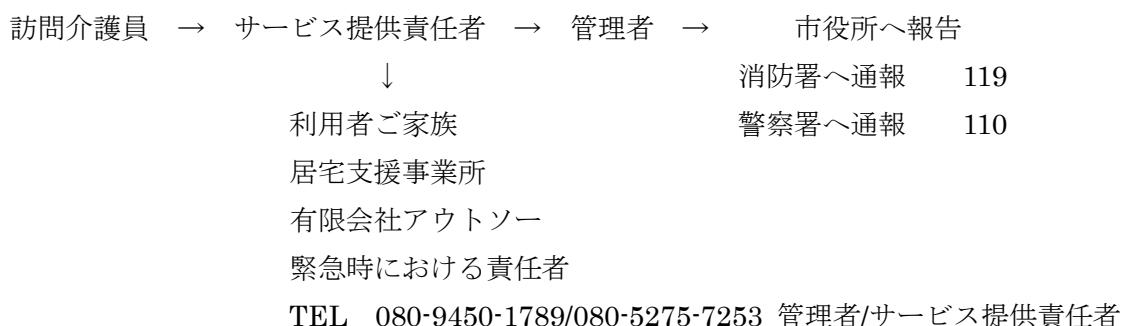
6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急車、親族、居宅介護支援事業所へ連絡致します。

主治医	氏名 連絡先	
ご家族	氏名 連絡先	
その他	氏名 連絡先	

下記に従いまして、対応させて頂きます。

容態急変・火災・地震・事故



但し、状況によっては変更する場合があります。

7. 当サービス内容に関する苦情

① 当サービス事業所お客様相談・苦情相談

- ・苦情解決責任者 馬場 果奈子
- ・苦情受付担当者
- ・第三者委員会 馬場 果奈子

② その他

当サービス以外の相談・苦情窓口

足立区介護保険課事業者指導係

電話番号 03-6807-2460

足立区期間包括支援センター

電話番号 03-3880-5111 (代表)

東京都国民保健健康団体連合会

電話番号 03-6238-0177 (代表)

8. 個人情報の保護

- ① 事業者は利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努める。
個人情報を取り扱う訪問介護員には個人情報管理を徹底し、退職後も守秘義務を負うことに関して、契約書を締結しております。
- ② 事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

9. 賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 身分証携行義務

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 利用の中止・変更・追加

・訪問予定日の前に、ご利用者の都合により訪問介護サービスの中止又は変更、もしくは新たな

サービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、サービスの実施日の前日までに、事業所に申し出てください。

・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等、不当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1000円

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を提示して調整させていただきます。

12. サービス提供の記録

ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し2年間保管すると共にご利用者又は代理人の請求に応じて、閲覧させ複写物を交付します。

13. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期限は、契約締結の日から 力月ですが、契約期間満了の 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6カ月間同じ条件で更新され、以後も同様になります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の減失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

14. ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期限であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出してください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除すること。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 週間以内に支払わない場合
- ② 利用者又は家族等が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの不 信行為を行った場合

15. 法人概要

名称・法人別	有限会社アットソ一
代表者取締役	馬場 義和
法人所在・電話番号	03-6904-4481
FAX	03-6904-4482
事業所種別	居宅介護支援事業所 小規模多機能居宅介護 看護多機能居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護 訪問看護ステーション

本書面に基づいて、訪問介護利用重要事項説明書の説明をしました。

年 月 日

事業者 訪問介護 はすな

所在地 東京都足立区西新井本町 2-8-14 セントラルマンション西新井 101

法人名 有限会社 アウトソー

代表者 馬場 義和

管理者 馬場 果奈子

事業者所名

説明者職名 管理者

馬場 果奈子

私は、本書面に基づいて、事業者から訪問介護利用提供開始に際して
重要事項の説明を受け同意をし、交付を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名

(家族) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名